

○ 方針(案)

- ・ 滋賀地域交通ビジョン、滋賀県都市計画基本方針等を踏まえた計画とする。
(県域指標(「通勤・通学」、「通院・福祉」)の実現、拠点連携型都市構造の実現)
- ・ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、法定協議会による法定計画として策定する。
- ・ 各市町で策定された地域公共交通計画との整合を図る。
- ・ まちづくりの方向性と合わせ、地域特性に応じた施策と、施策実施に必要な財源のあり方について、
いわゆる「交通税」も含め、圏域毎にワークショップ(住民、交通事業者、市町等)において検討し、それを取りまとめた計画とする。(圏域の考え方:2ページ)
- ・ 計画期間は5カ年とする。
ただし、施策検討に当たっては、計画期間に関わらず長期的な視点も含め行うものとする。
- ・ 計画は、令和6年度、7年度の2か年で策定する。(スケジュール案:3ページ)

滋賀地域交通計画策定の方針(案)【圏域の考え方】

県内を6圏域に分け、圏域毎ワークショップを開催し、「民公共創」により目指す姿の実現に向けた施策とその費用負担等について「公論熟議」する。

○ 圏域の設定

- ・ 滋賀県都市計画基本方針で示された「主な拠点」と「公共交通軸」
- ・ 滋賀県保健医療計画で示された「二次保健医療圏」
- ・ その他、買物等の生活圏

⇒ 上記の3点を踏まえて、圏域を設定
今後、市町の意見も踏まえて決定

《参考》

主な拠点と公共交通軸の設定



圏域	構成市町名
湖南	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲賀	甲賀市、野洲市、湖南市、日野町、竜王町
東近江	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
湖東	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
湖北	長浜市、米原市
湖西	大津市、高島市

二次保健医療圏

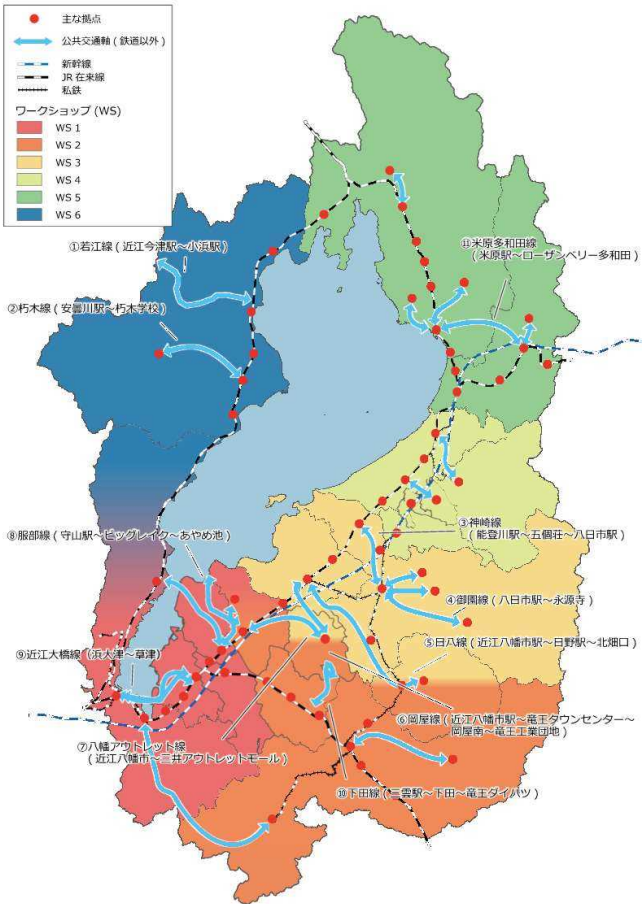
圏域名	構成市町数	構成市町名	圏域人口 (単位:人)	圏域面積 (単位:km ²)
大津保健医療圏	1	大津市	345,202	464.51
湖南保健医療圏	4	草津市、守山市、栗東市、野洲市	346,649	256.39
甲賀保健医療圏	2	甲賀市、湖南市	142,909	552.02
東近江保健医療圏	4	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	226,814	727.97
湖東保健医療圏	5	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	155,375	392.04
湖北保健医療圏	2	長浜市、米原市	150,920	931.41
湖西保健医療圏	1	高島市	46,379	693.05

※二次保健医療圏とは、入院治療が必要な一般的な医療需要（高度・特殊な医療サービスは除く。）に対応するための圏域

出典：滋賀県保健医療計画より抜粋

出典：滋賀県都市計画基本方針より抜粋

▼ 圏域 (案)



※今後、市町の意見も踏まえて見直しの可能性あり